

大西洋等はえ縄等漁業の許可等に関する取扱方針

制定 2 水管第 1706 号

令和 2 年 11 月 27 日

第 1 趣旨・定義

- 1 大西洋等はえ縄等漁業に関する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 39 条、第 45 条若しくは第 47 条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「省令」という。）第 11 条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。
- 2 この取扱方針において代船とは、大西洋等はえ縄等漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。

第 2 船舶の総トン数の変更

1 代船の許可

大西洋等はえ縄等漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第 45 条の許可（同条第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。）及び法第 47 条の変更の許可を併せて申請する。

2 起業の認可に基づく許可

大西洋等はえ縄等漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第 39 条第 1 項の認可に基づく許可及び省令第 11 条第 1 項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第 45 条の認可（同条第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

3 代船を伴わない変更（改造）の許可

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第 47 条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第 17 条第 1 項の許可証の書換え交付を申請する。

第3 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

大西洋等はえ縄等漁業の許可又は認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、その許可等の有効期間中に、法第47条又は省令第11条の規定により当該漁業の許可等に係る漁具の種類その他の漁業の方法を変更することは原則として許可しない。ただし、漁業調整、資源管理及び国際的な枠組み上支障がない場合に限り許可するものとする。

第4 許可等の条件

許可等には、法第44条第1項の規定に基づきおおむね次に掲げる条件を付けることがある。

南極の海洋生物資源の保存に関する条約（昭和57年条約第3号）、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成21年条約第17号）、北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約（昭和55年条約第1号）及び南インド洋漁業協定（平成26年条約第8号）に基づく資源保存管理措置並びに環境保護に関する南極条約議定書（平成9年条約第14号）に基づく環境保護措置を遵守しなければならない。

附 則

- 1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「大西洋等はえ縄等漁業の許可取扱要領」（平成25年7月29日付け25水管第1048号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。
- 3 改正法附則第8条第1項の規定に基づき法第36条第1項の規定による許可を受けたものとみなされた許可の制限措置のうち、省令第7条第4号の漁具の種類その他の漁業の方法については、改正法の施行後に最初に行う法第45条の許可の際に規定するものとする。
- 4 改正法附則第8条第3項に基づき、同条第1項の規定により受けた改正法により改正される前の法第65条第1項の規定に基づく大西洋等はえ縄等漁業の許可の有効期間は、令和3年8月31日までである。